

日帝資金見ノ結果漸々妥懐成リ別記条件ニ依リ川滿鮮
決セリ
右及申(通)報候也

書記

後業負要事事項

一、一〇〇〇に首切反対

二、現在の最低賃銀八分及び生活困難に付

一〇月三十分とし他七十分下降し四十分宛増給

し現直の手当と本給に加入すること

三、居残りは一時間付日給二割五分に増

加すること

四、会計は毎月十五日三十日の二回とし当工

場で支払ふこと

五、工場の場合により休業する場合日給

の半額を支給し早帰の場合日給の

全額を支給すること

六、電車及自転車ノ事故により遅刻の際

は十分迄許すこと

七、時計を正確にし終業時五十分前に掃

除すること

八、食場、洗面所を設けること

工場主ノ回答

一、今後漲り大解雇せざる事

二、勤務如何により相当期間内に順次増給す

八月一日より手当として概不支給

三、現在の生活状態に於ては認め難し

四、差当り従来通り支払日工場にて行ふ

五、現在の生活状態に於ては到底認め難し

六、承認

七、承認

八、着々準備中